

令和4年第1回
龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会会議録

令和4年2月25日 開会
令和4年2月25日 閉会

龍ヶ崎地方衛生組合

令和4年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会会議録

龍ヶ崎地方衛生組合 告示第1号

令和4年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月10日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 藤 井 信 吾

1. 招集日時 令和4年2月25日（金）午後2時
2. 招集場所 龍ヶ崎地方衛生組合議場

令和4年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会日程

1. 招集日時 令和4年2月25日(金)午後2時
2. 招集場所 龍ヶ崎地方衛生組合 2階議場
3. 会 期 自 令和4年2月25日
至 令和4年2月25日
4. 付議事件

順序	議案番号	事 件 名	提 出 者
1	議案第1号	龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任について	管 理 者
2	議案第2号	龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	管 理 者
3	議案第3号	令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算(第2号)	管 理 者
4	議案第4号	令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算	管 理 者

[会議録第1号]

令和4年2月25日開会

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会期決定の件

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議案第1号から議案第4号

(質 疑)

(討 論)

(採 決)

日程第4 一般質問

1. 出席議員

1番	大野	みどり	議 員
2番	岡部	賢士	議 員
3番	滝沢	健一	議 長
4番	油原	信義	議 員
5番	黒木	のぶ子	議 員
6番	秋山	泉	議 員
7番	諸橋	太一郎	議 員
8番	長田	麻美	議 員
9番	石井	めぐみ	議 員
10番	小池	悦子	議 員
11番	久保田	真澄	議 員
12番	海東	一弘	議 員
13番	船川	京子	議 員
14番	花嶋	美清雄	議 員
16番	服部	隆	議 員
17番	浅野	信行	議 員
18番	山本	彰治	議 員
19番	椎野	隆	議 員
20番	沼崎	孝雄	議 員
21番	山崎	幸子	議 員
22番	北出	攻	議 員
23番	川畑	秀慈	議 員

24番 海野 隆 議員

1. 欠席議員

15番 宮本 秀樹 副議長

1. 説明のため出席した者の氏名

藤井 信吾	管理者 (取手市長)
萩原 勇	副管理者 (龍ヶ崎市長)
根本 洋治	副管理者 (牛久市長)
佐々木 喜章	副管理者 (利根町長)
野澤 良治	副管理者 (河内町長)
中島 栄	副管理者 (美浦村長)
千葉 繁	副管理者 (阿見町長)
倉持 和子	会計 管理者
荒井 久仁夫	事務局 局長

1. 職務のため出席した者の氏名

杉山 晃	事務局次長兼施設課長
風見 光三	参事兼総務課長
坂本 辰蔵	施設課長補佐
浅野 大樹	総務課主査

午後2時00分開会

○滝沢健一議長 本日は大変お忙しい中、御参集くださいます、ありがとうございます。

開会前に、お祝い並びに御紹介を申し上げます。

昨年12月に行われました龍ヶ崎市長選挙において見事に当選を果たし、同時に当組合の副管理者に就任されました龍ヶ崎市長の萩原 勇さんです。

○萩原 勇副管理者 よろしくお祈いします。(拍手)

○滝沢健一議長 続きまして、先日行われました阿見町長選挙において見事に当選を果たされました、阿見町長の千葉 繁さんです。

○千葉 繁副管理者 千葉でございます。どうぞよろしくお祈いいたします。(拍手)

○滝沢健一議長 誠におめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。

続きまして、1月27日に開催されました管理者等会議において、当組合の管理者に就任されました取手市長の藤井信吾さんです。

○藤井信吾管理者 どうぞよろしくお祈いいたします。(拍手)

○滝沢健一議長 どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから令和4年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日の欠席議員は、15番宮本秀樹副議長，以上1名であります。

定足数に達しておりますので，これより本日の会議を開きます。

○滝沢健一議長 日程第1，会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は，本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって，今期定例会の会期は，本日1日と決定いたしました。

○滝沢健一議長 日程第2，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第78条の規定により，11番久保田真澄議員，21番山崎幸子議員を指名いたします。

○滝沢健一議長 日程第3，議案第1号から議案第4号，以上4案件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し，提案理由の説明を求めます。

藤井管理者。

〔藤井信吾管理者 登壇〕

○藤井信吾管理者 本日は，令和4年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会のお集まりをお願い申し上げましたところ，議員の皆様方におかれましては，公私ともに大変お忙しい中をそろってお集まりいただきましたこと，また平素より，当組合の業務運営並びに環境行政全般に御尽力賜り，誠にありがとうございます。心より厚く御礼を申し上げます。

先ほど議長から御紹介がありましたように，昨年12月の龍ヶ崎市長選挙で萩原市長が見事当選を果たされました。また，先週になります，阿見町長選挙において千葉町長が見事再選を果たされました。心よりお祝いを申し上げますとともに，今後の御活躍を御期待申し上げます。

また，私ごとでございますが，議長から御紹介いただきましたように，1月27日の組合管理者等会議におきまして御推挙をいただき，当組合管理者に就任をいたしました。その間，皆様方とお会いする機会もなく，御挨拶をすることができませんでした。ここに失礼をおわび申し上げます。

私は，この衛生組合に副管理者として約15年関わってまいりました。やはりこの衛生組合に関しまして，私にとりましては非常に極めて印象の強い出来事がございます。実は，

この衛生組合の基幹施設でございますけれども、平成15年、平成16年、平成17年の3か年の事業で、約20億5,800万の事業費をかけて、J F Eエンジニアリングによってこの55キロ施設が竣工しているわけでございますけれども、平成20年に、このJ F Eエンジニアリングがほかの場所の同様の施設で談合をしていたということが明るみになりまして、そして本衛生組合の取手から派出されておりますある議員が、非常に重大な関心を持って情報提供をこちらにされまして、私どももしっかりと丁寧に調べ上げたところ、やはりこれはJ F Eエンジニアリングから何らかの損害賠償金を獲得することができるのではないかとということで、平成20年に東京地方裁判所に損害賠償の請求をいたしました。

5年かかりましたけれども、平成25年には、この裁判が決着をいたしまして、和解金という形で、契約額の7.7%になります1億6,000万を、私たちのところの貴重な財源として組合に入れることができたということでございますけれども、これもひとえに、この当組合を構成する議員の皆様と真摯にこの最適な費用で適正な運営をするということに向き合ってきたからだというふうに思っております。

その信頼もあって、その後、平成25年、26年度のところの循環型社会形成交付金を活用した延命化のこの事業、さらには、令和元年、2年度の3施設の統合と改良ということでの同じく循環型社会形成交付金を利用した事業、それぞれ非常に短い時間で書類を作ったり、様々な対応が必要だったんですけれども、議会との信頼関係があったからこそ、きちんとできたものだというふうに思っているところでございます。

これから組合の統合とか様々な困難な課題がございますけれども、管理者、副管理者、そして事務局職員、そして議員の皆様と一つずつ、胸襟を開いて丁寧に話をしながら、コミュニケーションを形成して解決できるものだというふうに思っているところでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、環境ということについて、SDGsの考え方が普及したり、地球温暖化防止の話が出てきたり、この衛生組合の各処理施設も単に問題を起こさないということだけではなくて、周辺環境の保全、そしてまた、あるべき環境の保全というところで強い存在感を示していくことも大事だろうというふうに思っております。

当組合の運営につきまして、引き続き議員の皆様方に深い御理解となお一層の御協力をお願い申し上げたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

まず、議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任についてであります。本案につきましては、長い間公平委員としてお務めをいただきました阿見町選出の野口恭男委員が、この3月末日に任期満了となることから、その後任委員の選任に当たり、議会の同意を求めるものでございます。

今回、選任をいたそうとしております江澤敦広氏につきましては、長年にわたり取手市役所に奉職され、総務部次長を最後に退職なされた後、現在は再任用職員として公務に当たっておられ、人格識見ともに高く、当組合の公平委員として誠にふさわしい方であると

確信をしております。何とぞ御同意賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第2号 龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案につきましては、別表にごございます等級別基準職務表を改正するもので、新たな職務として、6級に「特に高度の知識または経験を有する施設長の職務」と「特に高度の知識または経験を有する課長の職務」を加え、昇任、昇格の厳格化を図るものであります。

次に、議案第3号 令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ117万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,006万1,000円とするものであります。

まず、歳入であります。手数料においては117万8,000円の減額であります。これは、搬入量が見込みより少なかったことによる処理手数料を減額するものです。

次に、歳出ですが、議会費において294万6,000円の減額。これは主に、中止となった行政視察研修に係る経費の減額であります。

次に、総務費の一般管理費において327万3,000円を増額するものです。給料においては、職員の昇給、昇格による7万4,000円を増額。

次に、職員手当では、職員の昇格による増額に加え、退職に伴う特別負担金分で462万2,000円を増額。

次の共済費では、職員の退職による標準報酬の改定による30万円の減額。

次の旅費では、管理者等行財政視察研修が中止となったことから61万7,000円の減額、併せて需用費、委託料、使用料及び賃借料においても、視察研修に係る経費を減額しております。

3組合統合準備費では、契約差金により委託料を減額しております。

続いて、衛生費です。

まず、清掃総務費において1,129万6,000円の減額。内訳ですが、光熱水費では電気使用料で1,000万円、委託料では契約差金分140万円をそれぞれ減額しております。

使用料及び賃借料では、各会議開催により、資料作成に係るコピー使用料20万円を増額しております。

次の処理場費の60万円の減額は、重油使用量の減少による燃料費の減額です。

次の施設整備基金費では、新規積立て分として1,047万7,000円を増額しております。

次に、議案第4号 令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,567万円と定めるもので、前年度比1,462万2,000円の増額です。

まず、歳入の分担金及び負担金の分担金です。今年度3億3,892万1,000円で、前年度比662万1,000円の減額としております。

次に、使用料及び手数料ですが、今年度2,393万5,000円で、前年度比96万1,000円の減額です。

次の財産収入の4万2,000円は、各基金の利子です。

次に、繰入金です。本年度1,370万円で、前年度比1,370万円の増額です。これは、令和4年度に実施を予定している163キロ設備浄化槽側貯留槽防食塗装補修に係る費用の2分の1の金額を施設整備基金から繰り入れるものであります。

次の繰越金1,900万円で、前年度比850万円の増額、諸収入は7万2,000円で前年同額となっております。

続きまして、歳出です。

まず、議会費ですが、今年度459万7,000円で、前年度比18万9,000円の減額としています。この減額の主な要因は、前年度から計上しておりますPCR検査料の1人当たりの単価が下がったことによるものです。

次に、総務費の一般管理費です。今年度1億3,118万6,000円で、前年度比1,026万4,000円の減額です。

給料、職員手当等、共済費においては、職員数の減少により、それぞれ減額となっております。

役務費では、通信運搬費での切手代、筆耕翻訳料での会議録作成費用の増額等により、前年度比20万1,000円の増額。

委託料では、議会費と同様PCR検査料の減額。

負担金補助及び交付金では、令和4年度についても、長戸地区環境保全推進事業交付金を前年度と同額計上しております。

次に、3組合統合準備費です。これは、令和3年度から新たに計上しているものでありますが、令和4年度についても、先進事例がある団体への視察研修と外部講師による研修会の実施を予定し、その費用52万6,000円を計上しております。

次に、衛生費の清掃総務費ですが、今年度7,010万7,000円で、前年度比966万1,000円の減額としております。

需用費では、電気使用量の実績値が下がったことに伴う光熱水費の減額等により、666万4,000円の減額。

委託料では、トラックスケール受付及び集計業務を令和4年度から組合職員で行うこととしたことから、337万6,000円の減額。

使用料及び賃借料では、会議資料作成に係るコピー枚数使用料の増額等により、23万7,000円の増額となっております。

続いて、処理場費です。今年度1億8,701万2,000円で、前年度比3,473万2,000円の増額としております。

需用費では、修繕料において、トラックスケール計量器及び163キロ設備浄化槽側貯留

槽防食塗装補修等9件のオーバーホールを予定しておりますことから、3,086万4,000円の増額。

委託料においては、55キロ脱臭装置活性炭等交換入替業務を行うこと等から、385万円の増額となっております。

また、工事請負費では、老朽化した倉庫の解体費用を計上しております。

以上が、本日御提案を申し上げました各案件の概要であります。何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○滝沢健一議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許可します。

24番海野 隆議員。

[24番 海野 隆議員 登壇]

○24番(海野 隆議員) これは、議長、1問ずつですか。

○滝沢健一議長 一括質問でお願いします。

○24番(海野 隆議員) はい。それでは、まず、発言通告した議案第1号について、お伺いしたいと思います。

本議案は、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会に同意を求めるものでございます。この9条の2項では、人事委員会または公平委員会は3人の委員をもって組織すると。2項に、委員は、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任するとなっております。

今回、同意を求める人物の情報は、取手市役所を退職予定の職員であるということですが、その法律で求めている要件に該当するかどうか、先ほど管理者の説明はありましたけれども、私たちが頂いた議案の中では判断しがたいと思っております。要件に該当するかどうかについて、詳細な情報を提供すべきだと思いますが、いかがですか、お伺いします。

○滝沢健一議長 2番、3番、4番と続けてください。

○24番(海野 隆議員) それでは、議案第2号について。本議案は、これまでの給与第6級に該当する職務である、1、参事の職務、2、事務局次長の職務に加えて、1、特に高度の知識または経験を有する施設長の職務、2、特に高度の知識または経験を有する課長の職務を該当させるものだと思います。

もともと職務は知識や経験の積み重ねを考慮して決定されるものだと思いますが、曖昧な規定では恣意的な判断が行われる可能性があります。第6級に該当する特に高度の知識または経験を有することを、誰が、どのような基準で判断するかについて伺いたいと思います。

議案第3号について、お伺いたします。

令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号）中、7ページ、議会費委託料PCR検査料の減額、同じく8ページ、一般管理費委託料PCR検査料の減額について、また退職した職員の退職理由について、内容の説明を求めたいと思います。

先ほど管理者のほうから、PCR検査についての減額については詳細に御説明があったので、答弁は省略していただいても結構です。

議案第4号についてですが、令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合予算書のうち、9ページ、議会費について伺いたしたいと思います。

議会費は、構成8市町村から、龍ヶ崎市4、牛久市4、取手市4、利根町2、河内町2、稲敷市4、美浦村2、阿見町2の24名の議員報酬、費用弁償等となっております。

龍ヶ崎地方衛生組合の財政は、構成市町村の分担金及び負担金からなっております。様々な経緯はあるにせよ、負担に見合う公平な発言権を持つのは各構成市町村に与えられた権利だと考えておりますが、現行の構成市町村に割り振られた議員構成について、管理者としてどのように考えているのか、基本的考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

○滝沢健一議長 藤井管理者。

〔藤井信吾管理者 登壇〕

○藤井信吾管理者 ただいまの海野 隆議員の議案質疑のうち、議案第1号に関わるもの並びに議案第4号に関わるものにつきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、議案第1号、公平委員会委員の選任についてであります。今回御提案をいたしました江澤敦広氏につきましては、取手市の職員として長年奉職され、現在は再任用職員として勤務をされております。正職員としての在職時は、主に総務部に配属され、総務全般、特に法令や行政不服審査会の事務に携わっておりました。

そのようなことから、地方公務員法で求められる地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に大変に理解がある者であり、当組合の公平委員として適任であると判断をしたことから、今回御提案をさせていただいたものであります。

次に、議案第4号、令和4年度一般会計予算のうちの議会費の部分でございます。

一部事務組合の議員の構成に関する御意見でございますけれども、平成17年に決定されて以降、これまで組合議会からの議員構成に関する特段の御意見もなく、円滑に議会運営がされてきたものと認識をしております。

現在、3組合の統合による新組合設置計画を策定しておりますが、今後の課題として、新組合の議員定数を、それぞれの各市町村議会並びに本組合議会を含め、これから意見をそろえていくという段階にあるかなと思っております。

以上です。

○滝沢健一議長 荒井事務局長。

〔荒井久仁夫事務局長 登壇〕

○荒井久仁夫事務局長 海野議員の質疑にお答えいたします。

まず、議案第2号、給与条例の改正について、新たに等級別基準職務表中の6級に加える課長及び施設長について、特に高度の知識または経験を有することを、誰が、どのような基準で判断するかについてです。

判断する基準ということでございますが、当組合では明確な基準というものは定めておりません。課長もしくは施設長として、5級に在職していた期間やその期間における職務経験と実績、そして龍ヶ崎市に準じて平成23年度から本格的に実施している人事評価制度に基づく評価結果を参考に、最終的には、任命権者である管理者の判断により6級への昇格が決定されることとなります。

続きまして、議案第3号、令和3年度一般会計補正予算（第2号）についての御質疑です。

PCR検査料について、省略してもいいという海野議員からのお話がありましたが、あえて答弁させていただきます。

まず、補正予算（第2号）において減額しているPCR検査料ですが、議会費及び総務費ともに、行政視察研修の中止によるものでございます。行政視察研修の実施により、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況が想定されることから、行政視察研修実施後のPCR検査を想定し、その費用を予算に計上しておりましたが、令和3年度の行政視察研修については、議会及び正副管理者とも中止となったことから、行政視察研修に係る他の費用と併せて減額するものでございます。

次に、職員の退職理由についてですが、令和4年1月10日付で死亡退職したものでございます。

以上です。

○滝沢健一議長 24番海野 隆議員。

〔24番 海野 隆議員 登壇〕

○24番（海野 隆議員） 再質問をさせていただきます。

まず、議案第1号ですけれども、御説明よく分かりました。取手市の職員であって、取手市長が太鼓判を押しているわけですから間違いのないと思いますが、この人事案ですね、つまりその公平委員に、この今、議題となっている江澤さんが公平委員に就任するということについては、事前に取手市長は相談を受けていたり、これは市長にだけじゃないんでしょうけれども、そういう相談は受けておりましたでしょうか。

これ、続けてやりますか。

○滝沢健一議長 はい。次の質問があれば。

○24番（海野 隆議員） はい。もう一点は、議案第3号について、お伺いしたいと思います。

職員の退職，死亡退職だったということが答弁でありましたけれども，この死亡退職は，この職場に起因したものではないという理解でいかどうか，これについてお伺いしたいと思います。

以上2点，再質問いたします。

○滝沢健一議長 藤井管理者。

〔藤井信吾管理者 登壇〕

○藤井信吾管理者 人事案件でお出しをしております公平委員の人選に当たりましては，私も当然相談を受けており，そして適任な者を，旧取手市に職があった者の中でもまさに適任な者を推挙しているところであります。

○滝沢健一議長 荒井事務局長。

〔荒井久仁夫事務局長 登壇〕

○荒井久仁夫事務局長 職員の退職理由に関してでございますが，この件に関しましては，答弁につきましては控えさせていただきます。

○24番（海野 隆議員） 以上です。

○滝沢健一議長 これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず，反対者の討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 次に，賛成者の討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号，本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり同意されました。

議案第2号，本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号，本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号，本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○滝沢健一議長 日程第4、これより一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、これを許可いたします。

2番岡部賢士議員。

〔2番 岡部賢士議員 登壇〕

○2番（岡部賢士議員） 龍ヶ崎の岡部賢士です。事前に通告した内容に沿って、一般質問を行います。

質問内容は、管理者の決定についてです。龍ヶ崎市長選挙の実施があり、本年1月に龍ヶ崎市長が替わり、この龍ヶ崎地方衛生組合を代表する管理者が不在となったため、新しい管理者が決定されました。

施設や事務所が所在する龍ヶ崎市の長が管理者ではないということは、当組合の長い歴史において前例のない決定でしたので、どういう経緯でこのような決定がされたのか純粋に疑問に思ったところですが、管理者決定の通知には特に理由も記されてなく、先日の全員協議会においても、新管理者は公務のためどうしても出席できなかったということもあり、決定理由や新管理者の考えについて聞くことができませんでしたので、今回、一般質問で取り上げさせていただくことにいたしました。

まず、1番目の質問です。

施設や事務所が所在する龍ヶ崎市の長ではなく、取手市の長を管理者とする異例の決定がされた理由、決定に至るまでの経緯についてです。どのような会議でどのような話合いがされ、管理者が決定されたのか、お聞かせください。

続いて、2番目の質問です。

今回の管理者の交代に伴って考えられる影響についてです。当組合の規約によれば、会計管理者は管理者の属する市町村の会計管理者をもって充てるとあるので、そうした役職者の変更による影響などは想像できますが、龍ヶ崎市長ではない管理者になることで考えられる影響についてお聞かせください。

次に、3番目の質問です。

地元住民への配慮、信頼関係についてです。し尿処理施設やごみ処理施設などが地域にあるということは、住民からすれば、できれば歓迎したくない、いわゆる迷惑施設というふうに捉えられております。そのため、地元住民との信頼関係の構築がとても大切な問題であると思います。

私は、今まで当組合で龍ヶ崎市長が管理者になっていた大きな理由の一つとして、そうした地元地区への配慮や住民との信頼関係を構築しやすいということがあると思います。もちろん当組合においても、地元地区に対する交付金など、住民との良好な関係構築に尽力しているところではありますが、例えば龍ヶ崎市では、独自に温浴施設の湯ったり館、

すぐそちらにある施設など、迷惑施設がある地域への還元するという意味合いの強いものを毎年度、赤字を出しながら事業継続していたりですとか、そういった地元住民への配慮については常に気を遣ってきている実情があります。

もちろんここにいらっしゃる管理者、副管理者の皆様も、そういった実情は重々承知で、地元住民との信頼関係の大切さについても理解しているものと存じておりますが、今回の管理者決定で地元住民の方々が、この地区が軽んじられやしないかと余計な心配をしてしまわないかということを私は危惧しています。

そこで、地元住民を安心させる意味でも、この3番目の質問については、新管理者から御答弁をいただきたく思います。地元住民への配慮、信頼関係について、藤井管理者の御見解をお聞かせください。

最後の質問は、管理者等会議の情報公開についてです。

今回の管理者決定については、管理者等会議で副管理者の皆様方の話合いにより互選が行われ、決定されたということでしたので、私は、管理者等会議で話し合われた内容について、情報公開請求という手続を経て会議録を見ることができました。

会議録を読むことで、ようやくどのような話合いがされて、どういう理由で管理者が決定されたのかについて知ることができましたが、私は、管理者等会議は公の場で公の立場の方々が話し合われる会議である以上、議会定例会の会議録と同様に会議録をホームページ上に公開するなど、一般に公開されるべきであると思います。

今回の管理者互選についての会議録を見ると、個人的な発言なのか、あるいは一般公開すべきかどうか際どいような内容も一部あるのかなとも思いましたが、私は、原則としては会議の内容は一般公開して、個人情報など公開するのに注意を要するような内容を例外的に取り扱うようにすればよい話であるかなと考えます。

そこで、管理者等会議も一般公開することを御提案いたしますが、この提案についての御見解をお聞かせください。

以上4点の質問について、御答弁をお願いします。

○滝沢健一議長 藤井管理者。

〔藤井信吾管理者 登壇〕

○藤井信吾管理者 それでは、岡部賢士議員の一般質問に御答弁をさせていただきます。

まず、管理者決定の経緯でございますが、当組合の管理者の決定につきましては、組合規約第8条第2項の規定により、組合各市町村の長が互選により定めとなっております。

今回は、前管理者の任期が令和4年1月17日までとなっておりますので、1月27日の管理者等会議において管理者の互選を行ったものであります。

互選の方法については、これまで話合いにより行われておりましたが、県内の一部事務組合では輪番制を採用している組合もあるということでもございました。

今回の会議では、話合いにより互選が行われ、副管理者の皆様より、これまでの歴史で

ありますとか、地元住民の方々への思いでありますとか、現在の分担金の負担割合についてなど様々な御意見がありました。

なぜ管理者が施設がある龍ヶ崎ではないのかという御意見もあるかと思いますが、広域で運営しております組合でございますので、それぞれの市町村が応分の負担をし、同じ立ち位置で運営をしているところでもございます。また、現在進めております3組合統合について、これを遅滞なく進めていくという管理者、副管理者全体の思いもございます。

そのようなことから、これまで衛生組合副管理者として15年の経験を考慮していただいて、ほかの皆様の方々から御推挙いただいたのではないかと考えております。

先ほども少しJFEの絡みの話をさせていただきましたけれども、議員の皆様と、それから執行部としっかり協調して取り組んでいくことが大事だと思っております。もちろん地域への配慮ということも、これから申し上げたいと思っておりますが、御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、地元住民への配慮ということでございます。

衛生組合の所在地であります龍ヶ崎の板橋町を含みます長戸地区には、衛生組合のほかに塵芥処理組合のごみ処理施設もあり、昔からこの地域の方々には、いろいろな御負担をお願いしてきたというふうに認識をしております。

衛生組合では、環境保全推進事業交付金制度を実施し、地元地区の方々が行う様々な事業に対して交付金を交付しております。この交付金は、地元地区の生活環境の向上や自然及び衛生環境の保全、また地域活力の向上に資する事業を行っていただくための交付金でございます。

毎年度3回ほど、地元の区長さん方などにお集まりをいただき、それぞれの地区で実施する具体的な事業の決定や事業の進捗状況の確認、そして年度末には事業の実績報告をお願いしているところであります。

これからも、この交付金制度に関しましては、適正に継続して実施をしていきたいと考えているところでございます。今後も、これまでと変わらず、地区住民の方々との良好な関係を維持しながら、衛生組合管理者として地元長戸地区の発展に尽力をしていきたいと考えております。

ここで、一部事務組合の管理者という立場で、私が経験してきたことを少し申し述べさせていただきますと思います。

実は、取手市の火葬場の運営は、取手市、守谷市、つくばみらい市の3市が共同で行っておりますが、私は、着任以来、管理者を務めてまいりましたが、平成22年に、火葬場があります地区の住民16名から、平成元年の当時、作成された当時の管理者との誓約書を基に、火葬場を他の場所に移設せよとの訴状が提出をされまして、約3年6か月にわたる裁判となり、私は被告という立場になりました。

最終的に、民事調停法第17条に基づく決定でおさまり、現在も円滑に火葬場が利用でき

ておりますが、口頭弁論は22回にわたり、その間、静かな斎場周辺に穏やかではない看板が立ち、大変苦勞をした時期がございました。

しかしながら、その後、私は、行政と地元との運営委員会を、責任者として要望に向き合い、丁寧に対応しているところがございます。明日の午前も、またこの地区の運営委員会に出席をしているところがございます。

そして、その中では、その運営委員会の中で出た意見は、組合で対応すべきことは組合で対応し、取手市単独で対応できるものについては即座に対応するというをやってきておりますので、スピード感を持って動いていることについては、地元にも御理解を頂いているというふうに思っております。

他の事務組合のことまで引き合いに出してしまいましたけれども、地域との信頼ということに関しましては、そのような姿勢で、副管理者の皆様や議会の皆様、また事務局ともよく連携をして、そういった気持ちで務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、管理者の交代による影響、また管理者等会議の情報公開等につきましては、事務局から答弁をさせていただきます。

○滝沢健一議長 荒井事務局長。

〔荒井久仁夫事務局長 登壇〕

○荒井久仁夫事務局長 岡部議員の一般質問にお答えいたします。

まず、管理者の交代に伴う影響についてですが、管理者が決裁を行う場合や管理者への報告、相談など、管理者と組合事務局が相対して手続等を行う場合に、これまでの龍ヶ崎市役所ではなく、取手市役所での事務処理となり、単純に移動時間が増えることとなります。

また、当組合の会計管理者についてですが、組合規約第10条第2項の規定により、管理者の属する市町村の会計管理者をもって充てることとなっております。今回の場合ですと、取手市の会計管理者が当組合の会計管理者を併任することとなり、会計事務における決裁等に関しても、やはり取手市役所まで担当者が出向くこととなります。

時間的なロスはこれまでより生じてしまいますが、事務手続に関しましては、会計管理者と協議し、工夫をしながら効率的に業務を進めていきたいと考えております。

次に、管理者等会議の情報公開についてです。

当組合の管理者等会議は、正副管理者及び会計管理者の出席の下、意思決定機関として議会提出予定議案をはじめ、組合運営に関する決定事項について協議を行っております。

また、事務局からの報告事項があれば、その場で報告を受け、それに対する妥当性やその是非について意見を出し合い、意思決定を行う、そのような形式で会議の運営を行っております。

会議の議事録につきましては、その都度作成し、事務局において管理をしているところ

ではありますが、議会本会議の会議録とは違い、管理者等会議の議事録につきましては、現在、積極的な公開はしておりません。

議会の会議録と同様に議事録を公開してはどうかということでございますが、この件に関しましては、県内の一部事務組合の運用状況等も参考にしながら、管理者等会議において協議検討をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○滝沢健一議長 2番岡部賢士議員。

〔2番 岡部賢士議員 登壇〕

○2番（岡部賢士議員） 質問はいたしません、今の御答弁を受けて、私の意見、要望として発言させていただきます。

まず、今回の管理者決定の経緯についてですが、御答弁の中でははっきりとは触れられてはおりませんでした、会議録を読ませていただいた限りでは、私は、今回の決定は、龍ヶ崎市長の萩原副管理者が、龍ヶ崎市の政治倫理条例において副管理者の方々から疑念を持たれており、そこが完全にはっきりしない段階で契約案件の決裁などを行う管理者となると、正当な判断であっても疑義が生じかねないということ、これが大きな理由であるというふうに理解いたしました。

その中で、分担金の負担割合やこれまでの副管理者としての経験、3組合の統合に向けてなど様々な観点から、取手市の藤井市長が適任という結論に至ったということであると思います。

管理者の交代に伴って考えられる影響について、先ほど御答弁を頂きました。時間的なロスについてなど、そういったことを考えられるデメリットですとか、地元住民との信頼関係ということについては、もっと話し合いをしていただきたかったなという個人的な思いはありますが、ただ、副管理者の皆様が当組合の適切な運営と、また今後の3組合統合など将来をしっかりと見据えて話し合われていたということは分かりました。

また、最初の藤井新管理者から、御自身の取手市での経験なども例に出していただきながら、今後も地元住民の方々と良好な関係を維持していくというような力強いお言葉を頂くこともできました。また、御挨拶の中では、環境に対する意欲的な思いなどもお話しいただいたところです。

議会としても、力を合わせて適切な組合運営に努めていかなければならないと、改めて組合議会議員の一員として私も思うところです。

また、会議録によると、龍ヶ崎市長の萩原副管理者から、それなら自分のところに施設を造ってというような趣旨の、一部感情的になってしまったのかなというような発言があったようですが、そのような趣旨のことは、龍ヶ崎市議会において話し合われたこともありません。それが龍ヶ崎市の総意であると誤解されてしまっは不本意ですので、龍ヶ崎市議会議員でもあり、地方衛生組合議会の議員でもある私の考えも申し上げたいと思いま

す。

恐らくここにいる管理者、副管理者、そして議員の皆様もほぼ同じような考えであるとは思っていますが、私は、一部事務組合というものは施設が所在しているかどうかによらず、また負担割合の大小にもかかわらず、全ての構成市町村が公平に発言権を持つべきで、そこに偏りがあってはならないという認識を持っています。

例えば、私は施設が所在する龍ヶ崎市の議員ですが、龍ヶ崎市の意見が嫌なら自分のところで施設を造ればよいというような、そのような上から目線の考え方は当然ありません。

私は、今回の管理者決定について、龍ヶ崎市以外の管理者になったことに対して、反対とか賛成という話ではなく、純粋に疑問に思ったというところとして、地元住民との信頼関係ということを考えて一般質問に取り上げさせていただきました。

今までの慣例だからと議論もされずに決定されるより、今回のようにしっかり話合いで決められた今回の決定過程に対しては、評価すべきことであると思っております。

ただ、今回の決定の経緯については、公開するには際どい内容があるため、説明のタイミングも難しかったのかもしれませんが、少なくとも議会に対しては、決定に至った経緯ですとか話合いの内容を早急に説明していただいて、執行部と議会とが今後の組合運営についての思いを共有するべきであったのではないかなというふうに思っております。今後、情報の共有という点については、今後もっと前進させていけるように執行部の皆様にもお願いしたいと思います。

4番目の質問の情報公開についての提案に対しては、事務局長から、県内の一部事務組合の運用状況等を参考にして検討するというような御答弁がありました。これに関しても、県内の一部事務組合がどうかですとか、周りの習わしですとか前例にとらわれずに、シンプルに当組合の透明性確保という点で適切な判断をしていただきたいと思いますというふうに、執行部の方々へ要望いたします。

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

○滝沢健一議長 以上で、岡部賢士議員の質問を終わります。

通告による一般質問は以上であります。

これをもって一般質問を終結いたします。

○滝沢健一議長 これをもって令和4年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、御苦労さまでした。

午後2時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

龍ヶ崎地方衛生組合議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員